

社会福祉法人 和みの会
一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法 第 12 条第 1 項）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、生活全般において働きやすい職場環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮し活躍できるようにするために次のように行動計画
を策定する。

1 計画期間：2023 年（令和 5 年）2 月 10 日～2025（令和 7 年）年 3 月 31 日

2 計画内容

（目標 1）

女性職員、男性職員ともに育児に参加しやすい環境を整える。
（育児休業取得を促進するための措置）

（対策内容及び時期）

2023 年 6 月～育児休業について事業所内に掲示し、利用できる制度の施設周知を図る。

2023 年 8 月～男性も育児休業を取得できることを周知するために、管理職を対象とした研修
の実施

（目標 2）

妊娠中及び出産後の労働者の健康管理相談窓口の設置

（対策内容及び時期）

2023 年 4 月～ 職員全員への窓口の周知及び文書配布

（目標 3）

育児休業等を取得しやすい環境づくりのために、人事評価制度にワーク・ライフ・バランス
に関する評価項目を追加する

（対策内容及び時期）

2023 年 4 月～ 評価項目・評価基準等の検討

2023 年 6 月～ 人事評価制度の改定について周知

2023 年度 新人事評価制度による評価の実施

（目標 4）

年次有給休暇、その他休暇を取得しやすい環境を整える

（対策内容及び時期）

2023 年 4 月～有給休暇の年間計画表の様式を作成、計画的な取得を促進する。

個人別有給取得状況を作成、進捗状況を把握し、管理職を交え課題点を取りま
とめ次年度に向けて取得率を上げる。

（目標 5）

2025 年（令和 7 年）3 月までに、職員全員の所定外労働時間を 1 人当たり前年度を下回る
努力をする。但し不測の事態時の所定外労働は除く

※ 2021 年度（令和 3 年度） 所定外労働時間 1 人平均 10.5 時間）

(対策内容及び時期)

- 2023年4月～6月 所定外労働の原因の分析等を行う
- 2023年10月 管理職を対象とした意識改革の為の研修を年1回実施
(運営会議時等)
- 2023年11月 ワーカー会議で職員へ周知